

○国立大学法人上越教育大学特任教員規程

(平成19年6月20日規程第27号)

最終改正 令和5年3月23日規程第21号

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。)第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)に期間を定めて雇用する特任教員の就業について必要な事項を定める。

(特任教員の定義)

第2条 この規程において特任教員とは、期間を定めて雇用する大学教員のうち、特別な任務をもって専ら特定の業務に従事する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 学長の特命事項に係る教育研究指導に専ら従事する者
- (2) 外部資金等の特定経費による特定のプロジェクト等に係る教育研究に専ら従事する者

(特任教員の種類)

第3条 特任教員の種類は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手とする。

- 2 特任教員には、必要に応じて、前項の名称に特別任務を附記することができる。

(特任教員の資格)

第4条 特任教員の資格は、次の各号の基準とする。

- (1) 特任教授 本法人の教授と同等の資格があると認められる者
- (2) 特任准教授 本法人の准教授と同等の資格があると認められる者
- (3) 特任講師 本法人の講師と同等の資格があると認められる者
- (4) 特任助教 本法人の助教と同等の資格があると認められる者
- (5) 特任助手 本法人の助手と同等の資格があると認められる者

(特任教員の選考)

第5条 特任教員の選考は、大学教員の選考に準ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、特例を設けることができる。

第2章 特命特任教員

(要件等)

第6条 第2条第1号の特任教員(以下「特命特任教員」という。)は、次の各号に掲げる要件により学長の特命事項に係る教育研究指導に専ら従事するものとする。

- (1) 都道府県教育委員会等との人事交流により本法人が雇用する場合
- (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等の教育・行政に関し、造詣が深く又は優れた識見を有する者を雇用する場合
- (3) 就業規則第16条第1項第1号の規定により退職(以下「定年退職」という。)した者を雇用する場合
- (4) 外国語関連授業科目を担当させるため、日本語を母語としない者を雇用する場合
- (5) 前4号に定めるもののほか、学長が優れた教育研究上の業績があると認める者を雇

用する場合

2 特命特任教員は、その職務の内容により、次の各号に掲げる勤務とする。

(1) 常時勤務（1日につき7時間45分、かつ1週間の労働時間が38時間45分の勤務をいう。以下同じ。）する者（以下「常勤特命特任教員」という。）

(2) 短時間勤務（1週間当たりの労働時間が35時間を超えない勤務をいう。以下同じ。）する者（以下「短時間特命特任教員」という。）

（職種）

第7条 特命特任教員は、その業績、職務内容に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の特命特任教員については、当該職種とする。

(1) 前条第1項第1号 特任准教授

(2) 前条第1項第4号 特任講師

（雇用期間）

第8条 特命特任教員の雇用期間は、3年を超えない範囲で学長が定める。ただし、3年に満たない場合は、最初の雇用の日から起算して3年を超えない範囲で、雇用を更新することができる。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による3年の雇用期間終了後、更に2年を限度として更新することができる。

3 前2項の雇用期間は、満70歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

（試用期間）

第9条 第6条第1項第3号の特命特任教員には、就業規則第8条に規定する試用期間を設けないものとする。

（給与）

第10条 特命特任教員の給与の種類は、職務内容により次の各号のとおりとする。

(1) 第6条第1項第1号適用者

国立大学法人上越教育大学職員給与規程（平成16年規程第42号。以下「職員給与規程」という。）適用の大学教員に準ずる。

(2) 第6条第1項第2号及び第3号適用者

俸給、管理職手当、通勤手当、単身赴任手当、大学入学共通テスト業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(3) 第6条第1項第4号適用者

俸給、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(4) 第6条第1項第5号適用者

学長が個別に決定する。

2 当分の間、第6条第1項第2号、第3号及び第4号適用者には、前項に定める給与に外部資金獲得手当を加える。

（俸給）

第11条 俸給は、次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 第6条第1項第1号適用者 職員給与規程適用の大学教員に準ずる。

(2) 第6条第1項第2号及び第3号適用者 特任教員俸給表（一）（別表第1）に定め

る級号俸と俸給月額により支給する。

(3) 第6条第1項第4号適用者 特任教員俸給表(二)(別表第2)に定める号俸と俸給月額により支給する。

(4) 第6条第1項第5号適用者 学長が個別に決定する。

2 短時間特命特任教員の俸給月額は、常勤特命特任教員の号俸に応じた俸給月額に、その者の1週間当たりの労働時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第12条 期末手当及び勤勉手当は、職員給与規程第41条及び第42条に規定する職員の例に準じて支給する。ただし、同条に規定する役職段階別加算額の算出における加算割合は、次の各号のとおりとする。

(1) 第6条第1項第1号適用者

職員給与規程第41条に規定する職員の例による加算割合

(2) 第6条第1項第2号及び第3号適用者

加算割合 零

(3) 第6条第1項第4号適用者

加算割合 100分の10

2 前項の支給対象となる特命特任教員は、雇用期間が引き続き6か月以上あり、かつ、1週間当たりの労働時間が15時間30分以上であるものとする。

3 第6条第1項第2号及び第3号適用者に係る期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率は、次表のとおりとする。ただし、勤勉手当の成績率が次表によりがたい場合は、その都度、学長が定めるものとする。

区 分	6月期	12月期
期末手当	100分の67.5	100分の67.5
勤勉手当	100分の45.5	100分の45.5

(通勤手当等)

第13条 管理職手当、通勤手当、単身赴任手当、大学入学共通テスト業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当は、それぞれ職員給与規程第25条、第30条、第31条、第32条の2及び第36条から第40条までに規定する職員の例に準じて支給する。ただし、短時間特命特任教員に対する超過勤務手当は、就業規則の適用を受ける職員の正規の労働時間に相当する時間内における超過勤務時間については、1時間当たりの給与額と同額を支給する。

2 外部資金獲得手当は、職員給与規程第43条の2に規定する職員の例に準じて支給する。

3 定年退職に引き続き、特命特任教員として第6条第1項第3号の規定により雇用された者にあつては、前項の規定により外部資金獲得手当を支給する。

(給与計算期間及び給与支給日)

第14条 給与計算期間及び給与支給日は、職員給与規程第2条に規定する職員の例に準ずる。

(給与の支払等)

第15条 給与の支払等は、職員給与規程第3条、第4条及び第9条に規定する職員の例に準ずる。

(裁量労働制)

第16条 常勤特命特任教員（第6条第1項第4号の特命特任教員を除く。）のうち、教授研究の業務に従事する者で主として研究に従事する者及び人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務に従事する者については、専門業務型裁量労働制を適用し、国立大学法人上越教育大学職員労働時間・休暇等規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間規程」という。）第20条の規定を準用する。

（労働時間及び休暇等）

第17条 定年退職に引き続き常勤特命特任教員として第6条第1項第3号の特命特任教員に雇用された者の雇用された年の年次有給休暇の付与日数は、定年退職時における未使用の年次有給休暇の日数（1日未満の端数を含む。第3項において同じ。）とする。

2 短時間特命特任教員の労働時間及び休暇等については、国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程（平成16年規程第37号。以下「非常勤職員就業規程」という。）第3章の規定を準用する。

3 前項の場合において、定年退職に引き続き短時間特命特任教員に雇用された者については、非常勤職員就業規程第18条第1項の「4月1日」を「1月1日」と読み替え、雇用された年の年次有給休暇の付与日数は、定年退職時における未使用の年次有給休暇の日数とする。

（退職手当）

第18条 特命特任教員には、退職手当を支給しない。ただし、第6条第1項第1号の特任教員に係る退職手当は、国立大学法人上越教育大学職員退職手当規程（平成16年規則第53号）によるものとする。

（就業規則の準用）

第19条 前章及び本章に定めるもののほか、特命特任教員の就業に関する事項については、就業規則（第3条、第16条及び第43条を除く。）を準用する。

第3章 特定経費特任教員

（要件等）

第20条 第2条第2号の特任教員（以下「特定経費特任教員」という。）は、次の各号に掲げる資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に専ら従事するものとする。

- (1) 特別教育研究経費
- (2) 研究拠点形成費補助金
- (3) 共同研究経費
- (4) 受託研究経費
- (5) 寄附講座及び寄附研究部門の経費
- (6) 国、独立行政法人等の補助金、助成金

2 特定経費特任教員は、その職務の内容により、次の各号に掲げる勤務とする。

- (1) 常時勤務する者（以下「常勤特定経費特任教員」という。）
- (2) 短時間勤務する者（以下「短時間特定経費特任教員」という。）

（職種）

第21条 特定経費特任教員は、その業績、職務内容に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手とする。

（雇用期間）

第22条 特定経費特任教員の雇用期間は、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等の継続する期間（以下「継続期間」という。）において、3年を超えない範囲で学長が定める。

2 雇用期間は、継続期間の範囲で更新することができる。

3 前2項の雇用期間は、最初の雇用の日から起算して5年又は満70歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

（給与）

第23条 特定経費特任教員の給与の種類は、俸給、通勤手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

2 都道府県教育委員会等との人事交流により本法人が雇用する場合の特定経費特任教員の給与、俸給、通勤手当等は、前項及び次条から第25条までの規定にかかわらず、第6条第1項第1号適用者の例による。

（俸給）

第24条 俸給は、特任教員俸給表（三）（別表第3）に定める号俸と俸給月額により支給する。ただし、他の職員との均衡上、これによりがたい場合は、学長が個別に決定する。

2 短時間特定経費特任教員の俸給月額は、常勤特定経費特任教員の号俸に応じた俸給月額に、その者の1週間当たりの労働時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当等）

第25条 通勤手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、職員給与規程第30条、第36条から第39条までに規定する職員の例に準じて支給する。ただし、短時間特定経費特任教員に対する超過勤務手当は、就業規則の適用を受ける職員の正規の労働時間に相当する時間内における超過勤務時間については、1時間当たりの給与額と同額を支給する。

（給与計算期間及び給与支給日）

第26条 給与計算期間及び給与支給日は、職員給与規程第2条に規定する職員の例に準ずる。

（給与の支払等）

第27条 給与の支払等は、職員給与規程第3条、第4条及び第9条に規定する職員の例に準ずる。

（裁量労働制）

第28条 常勤特定経費特任教員のうち、教授研究の業務に従事する者で主として研究に従事する者及び人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務に従事する者については、専門業務型裁量労働制を適用し、労働時間規程第20条の規定を準用する。

（労働時間及び休暇等）

第29条 短時間特定経費特任教員の労働時間及び休暇等については、非常勤職員就業規程第3章の規定を準用する。

（退職手当）

第30条 特定経費特任教員には、退職手当を支給しない。

（就業規則の準用）

第31条 第1章及び本章に定めるもののほか、特定経費特任教員の就業に関する事項については、就業規則（第3条、第16条、第29条（短時間特定経費特任教員のみ）及び第

43条を除く。)を準用する。

第4章 雑則

(細則)

第32条 この規程に定めるもののほか、特任教員の就業に関する事項は、学長が必要な都度定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において、国立大学法人上越教育大学教員任期規程（平成16年規程第104号）別表に定める任期付教員のうち、学校教育総合研究センター教育実践研究部門教師教育総合研究分野に在職する准教授については、第7条第2項第1号に規定する特任准教授に移行するものとし、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規程第33号（平成19年12月19日）） 抄

- 1 この規程は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第24条、第27条及び別表第1から別表第3までの規定は平成19年4月1日から、第2条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学特任教員規程別表第1の規定は平成19年6月20日から、改正後の給与規程第41条及び第3条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学任期付一般職員採用及び給与特例規程第9条の規定は平成19年12月1日から適用する。

附 則（平成20年規程第21号（平成20年3月21日））

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第7号（平成21年3月19日））

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第19号（平成21年6月1日））

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第27号（平成21年12月1日））

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第17号（平成22年3月12日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第31号（平成22年12月1日））

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第10号（平成23年3月10日））

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第9号（平成24年3月23日））

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第10号（平成25年3月22日））

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、特任教員として雇用している者の雇用期間の更新については、この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学特任教員規程第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年規程第31号（平成26年11月28日））

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第30号（平成27年3月24日））

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける特命特任教員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める特命特任教員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き特命特任教員である者（前項に規定する特命特任教員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される特命特任教員との権衡上必要があると認められるときは、当該特命特任教員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに特命特任教員となった者について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される特命特任教員との権衡上必要があると認められるときは、当該特命特任教員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 前3項に規定する別に定めるものについては、学長が別に定めるまでの間は、人事院規則9-139（平成26年改正法附則第7条の規定による俸給）を準用する。この場合において、同規則の趣旨に基づき運用するものとする。

附 則（平成28年規程第8号（平成28年2月4日））

この規程は、平成28年2月4日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第13号（平成28年3月22日））

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第26号（平成28年11月29日））

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第10号（平成29年3月23日））

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第21号（平成29年9月13日））

この規程は、平成29年9月13日から施行する。

附 則（平成29年規程第27号（平成29年12月22日））

この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規則第6号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第26号（平成30年10月17日））

この規程は、平成30年10月17日から施行する。

附 則（平成31年規程第4号（平成31年1月28日））

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行し、平成31年1月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第12条第3項の勤勉手当の成績率の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第12条第3項の期末手当の支給割合の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第18号（平成31年3月22日））

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第64号（令和元年12月11日））

この規程は、令和元年12月11日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第13号（令和2年3月26日））

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第16号（令和3年3月25日））

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第36号（令和4年5月11日））

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

附 則（令和4年規程第53号（令和4年10月24日））

この規程は、令和4年10月24日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第57号（令和4年10月24日））

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第10条第2項、第13条第2項及び第3項の規定は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年規程第67号（令和4年12月14日））

この規程は、令和4年12月14日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和5年規程第1号（令和5年1月11日））

この規程は、令和5年1月11日から施行する。

附 則（令和5年規程第21号（令和5年3月23日））

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

特任教員俸給表（一）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円
1	88,950	110,050	140,500	163,800	203,000
2	90,000	111,200	142,000	165,250	204,150
3	91,000	112,300	143,400	166,750	205,350
4	92,000	113,400	144,800	168,250	206,600
5	92,900	114,450	146,100	169,850	207,650
6	94,100	115,500	147,300	171,050	208,900
7	95,300	116,600	148,400	172,350	210,000
8	96,500	117,650	149,550	173,550	211,250
9	97,750	118,800	150,800	174,900	212,100
10	99,000	120,000	152,000	176,250	213,350
11	100,350	121,200	153,200	177,600	214,500
12	101,650	122,400	154,450	179,100	215,650
13	102,850	123,450	155,600	180,500	216,350
14	103,800	124,650	156,600	181,450	217,450
15	104,700	125,850	157,600	182,550	218,550
16	105,700	127,050	158,450	183,800	219,700
17	106,700	128,050	159,550	184,800	220,750
18	107,550	129,600	160,450	185,900	221,950
19	108,450	131,150	161,450	186,950	223,100
20	109,300	132,700	162,300	187,900	224,300
21	110,200	134,150	163,150	188,800	225,350
22	111,150	135,650	164,350	189,700	226,500
23	112,100	137,100	165,450	190,450	227,700
24	113,050	138,550	166,650	191,050	228,850
25	113,950	139,850	167,650	191,750	229,850
26	115,000	141,150	168,650	192,650	230,950
27	116,050	142,400	169,700	193,550	232,000
28	117,100	143,700	170,900	194,500	233,100
29	118,050	145,000	172,000	195,450	234,150
30	119,150	146,150	173,050	196,300	235,300
31	120,300	147,250	174,000	197,150	236,400
32	121,450	148,400	174,900	198,000	237,450
33	122,550	149,500	175,850	198,800	238,400
34	123,450	150,600	176,800	199,700	239,450
35	124,300	151,850	177,650	200,450	240,600
36	125,150	152,950	178,400	201,350	241,700
37	125,900	154,200	179,200	201,900	242,750
38	126,650	154,850	180,200	202,700	243,750
39	127,350	155,700	181,250	203,450	244,700
40	128,100	156,400	182,200	204,200	245,650
41	129,050	157,250	183,150	204,650	246,650
42	129,850	157,500	184,100	205,450	247,600
43	130,550	157,750	185,000	206,200	248,450
44	131,300	158,000	185,900	207,000	249,400
45	131,900	158,400	186,800	207,650	250,350
46	132,650	158,900	187,700	208,450	251,250
47	133,450	159,300	188,450	209,150	252,150
48	134,100	159,800	189,350	209,950	253,100
49	134,800	160,200	190,100	210,650	253,950
50	135,050	160,650	190,900	211,300	254,800
51	135,300	161,050	191,700	211,950	255,700
52	135,650	161,450	192,550	212,600	256,650
53	135,900	162,000	193,100	212,950	257,450
54	136,150	162,400	193,850	213,450	258,250
55	136,400	162,750	194,550	213,900	259,100
56	136,650	163,150	195,350	214,350	259,900
57	136,900	163,400	196,000	214,800	260,700
58	137,450	163,750	196,700	215,250	261,350
59	137,900	164,200	197,350	215,700	262,000
60	138,400	164,600	198,100	216,150	262,600
61	138,850	165,100	198,750	216,600	263,200
62	139,350	165,600	199,450	217,050	263,700
63	139,800	166,150	200,200	217,550	264,200

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
64	140,250	166,700	200,950	218,100	264,700
65	140,650	167,050	201,450	218,550	265,000
66	141,000	167,600	202,000	219,050	265,450
67	141,500	167,950	202,500	219,550	265,900
68	141,950	168,500	203,050	220,000	266,350
69	142,200	168,800	203,550	220,500	266,800
70	142,600	169,350	204,000	221,000	267,200
71	143,000	169,800	204,400	221,450	267,550
72	143,450	170,350	204,800	221,950	267,800
73	143,850	170,500	205,200	222,450	268,150
74	144,400	171,000	205,650	222,900	268,400
75	144,950	171,500	206,050	223,350	268,800
76	145,450	172,000	206,450	223,850	269,100
77	145,700	172,500	206,800	224,250	269,350
78	146,200	173,000	207,050	224,500	269,650
79	146,650	173,450	207,250	224,850	269,950
80	147,100	173,900	207,450	225,150	270,250
81	147,550	174,400	207,600	225,550	270,550
82	148,000	174,900	207,800	225,900	
83	148,450	175,400	207,950	226,050	
84	148,900	175,900	208,150	226,350	
85	149,150	176,200	208,300	226,550	
86	149,550	176,500	208,500	226,750	
87	149,950	176,800	208,700	226,950	
88	150,400	177,100	208,900	227,100	
89	150,700	177,400	209,050	227,250	
90	151,000	177,600	209,250	227,450	
91	151,350	177,800	209,450	227,650	
92	151,650	178,050	209,600	227,800	
93	152,000	178,300	209,750	227,950	
94	152,300	178,500	209,950	228,150	
95	152,600	178,750	210,100	228,300	
96	152,900	179,000	210,250	228,450	
97	153,250	179,300	210,400	228,600	
98	153,550	179,550	210,600	228,800	
99	153,850	179,750	210,750	228,950	
100	154,150	180,000	210,900	229,100	
101	154,350	180,200	211,050	229,250	
102	154,500	180,450	211,250		
103	154,650	180,600	211,400		
104	154,850	180,850	211,550		
105	155,000	181,100	211,700		
106	155,200	181,300	211,900		
107	155,350	181,550	212,050		
108	155,500	181,800	212,200		
109	155,700	182,000	212,350		
110	155,850	182,250	212,500		
111	156,050	182,500	212,650		
112	156,250	182,700	212,800		
113	156,400	182,900	212,950		
114	156,600	183,100	213,100		
115	156,750	183,350	213,250		
116	156,900	183,550	213,400		
117	157,000	183,750	213,500		

備考 この表は、第6条第1項第2号及び第3号に該当する者に適用する。

別表第2（第11条関係）

特任教員俸給表（二）

（令和4年12月1日）

号 俸	俸 給 月 額
1	331,000
2	375,000
3	417,000
4	456,000
5	488,000
6	522,000
7	548,000

備考 この表は、第6条第1項第4号に該当する者に適用する。

別表第3（第24条関係）

特任教員俸給表（三）

（平成19年6月20日）

号俸	俸給月額	年 額
1	80,000	960,000
2	85,000	1,020,000
3	90,000	1,080,000
4	95,000	1,140,000
5	100,000	1,200,000
6	105,000	1,260,000
7	110,000	1,320,000
8	115,000	1,380,000
9	120,000	1,440,000
10	125,000	1,500,000
11	130,000	1,560,000
12	135,000	1,620,000
13	140,000	1,680,000
14	145,000	1,740,000
15	150,000	1,800,000
16	155,000	1,860,000
17	160,000	1,920,000
18	165,000	1,980,000
19	170,000	2,040,000
20	175,000	2,100,000
21	180,000	2,160,000
22	185,000	2,220,000
23	190,000	2,280,000
24	195,000	2,340,000
25	200,000	2,400,000
26	205,000	2,460,000
27	210,000	2,520,000
28	215,000	2,580,000
29	220,000	2,640,000
30	225,000	2,700,000
31	230,000	2,760,000
32	235,000	2,820,000
33	240,000	2,880,000
34	245,000	2,940,000
35	250,000	3,000,000
36	255,000	3,060,000
37	260,000	3,120,000
38	265,000	3,180,000
39	270,000	3,240,000
40	275,000	3,300,000
41	280,000	3,360,000
42	285,000	3,420,000
43	290,000	3,480,000
44	295,000	3,540,000
45	300,000	3,600,000
46	305,000	3,660,000
47	310,000	3,720,000
48	315,000	3,780,000
49	320,000	3,840,000
50	325,000	3,900,000

号俸	俸給月額	年 額
51	330,000	3,960,000
52	335,000	4,020,000
53	340,000	4,080,000
54	345,000	4,140,000
55	350,000	4,200,000
56	355,000	4,260,000
57	360,000	4,320,000
58	365,000	4,380,000
59	370,000	4,440,000
60	375,000	4,500,000
61	380,000	4,560,000
62	385,000	4,620,000
63	390,000	4,680,000
64	395,000	4,740,000
65	400,000	4,800,000
66	405,000	4,860,000
67	410,000	4,920,000
68	415,000	4,980,000
69	420,000	5,040,000
70	425,000	5,100,000
71	430,000	5,160,000
72	435,000	5,220,000
73	440,000	5,280,000
74	445,000	5,340,000
75	450,000	5,400,000
76	455,000	5,460,000
77	460,000	5,520,000
78	465,000	5,580,000
79	470,000	5,640,000
80	475,000	5,700,000
81	480,000	5,760,000
82	485,000	5,820,000
83	490,000	5,880,000
84	495,000	5,940,000
85	500,000	6,000,000
86	505,000	6,060,000
87	510,000	6,120,000
88	515,000	6,180,000
89	520,000	6,240,000
90	525,000	6,300,000
91	530,000	6,360,000
92	535,000	6,420,000
93	540,000	6,480,000
94	545,000	6,540,000
95	550,000	6,600,000
96	555,000	6,660,000
97	560,000	6,720,000
98	565,000	6,780,000
99	570,000	6,840,000
100	575,000	6,900,000

備考 この表は、第2条第2号に該当する者に適用する。